

Client Alert

26 December 2024

国際仲裁アップデート No. 21

シンガポール：SIAC 規則 2025 の概要

本アラートに関する お問い合わせ先



吉田 武史
パートナー
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



ドミニク・シャーマン
パートナー
03 6271 9496
dominic.sharman@bakermckenzie.com



山内 理恵子
アソシエイト
03 6271 9890
rieko.yamauchi@bakermckenzie.com

概略

シンガポール国際仲裁センター（以下、「SIAC」）はこのほど、2025年1月1日に発効するシンガポール国際仲裁センター仲裁規則第7版（以下、「SIAC 規則 2025」）の公表を発表した。SIAC 規則 2025 は、2025年1月1日以降に開始される仲裁に適用され、仲裁合意がそれ以前に締結されたものであっても、その仲裁合意が、その時点で有効な SIAC 規則に従って仲裁が行われることを定めている場合には、適用される。

とりわけ、SIAC 規則 2025 は、以下のことを通じて仲裁手続の効率化を図っている：

- 低額で複雑性の低い紛争を迅速な方法で解決することを可能にする「合理化手続」や、共通の法的又は事実的問題を含む複数の仲裁について同一の仲裁廷が指名された場合に、それらの解決を調整することを目的とする「調整手続」などの新しい手続の導入
- 当事者がよりアクセスしやすくするための「簡易手続」や、当事者が緊急の暫定的救済を求め、それを得ることを容易にするための「緊急仲裁人」手続など、既存のメカニズムの強化
- 予備的決定と保護的予備命令を下す仲裁廷の権限を明確にし、明示する

当事者は、以下のような状況においては、これらの手続を利用することが望まれる：(i) 紛争の対象が特に複雑でない場合、(ii) これらの手続を利用した方が費用効果が高い場合、又は (iii) 緊急の暫定的救済が必要な場合。

以下、これらについて詳述する。

詳細

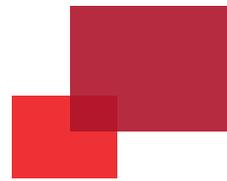
合理化手続

SIAC 規則 2025 の規則 13 に基づき、以下の状況においては、合理化手続に従って仲裁を実施することができる：

- 当事者が仲裁廷の構成前に合理化手続を適用することに合意した場合。
- 紛争金額が 1,000,000 シンガポールドル相当額を超えないこと。ただし、SIAC 所長（以下、「所長」）が当事者の申立てにより、合理化手続を仲裁に適用しないと決定した場合はこの限りでない。

合理化手続は、SIAC 規則 2025 の別表 2 に定められている。同規則は特に以下のように定めている：

- 仲裁には、単独の仲裁人が任命されるものとする。



- 当事者は、合理化手続が適用されるという SIAC 事務局からの通知の日から 3 日以内に、単独の仲裁人を共同で指名することができる。当事者がこれを行うことができない場合、又はいずれかの当事者の要請により、所長は、実務上可能な限り速やかに単独の仲裁人を指名するものとする。
- 仲裁廷は、仲裁廷構成の日から 5 日以内にケースマネジメント会議を招集するものとする。
- 仲裁廷が別段の決定をしない限り、(a) 仲裁は、主張書面及び付随する証拠書類に基づいて判断される、(b) いかなる当事者も、文書提出を要求する権利を有さず、(c) いかなる当事者も、事実又は専門家証人の証拠を提出する権利を有さない。
- ヒアリングは、仲裁廷が状況によりヒアリングが必要であると判断するか、又は当事者がヒアリングを要求し、仲裁廷がその要求を承諾しない限り、実施されないものとする。
- 最終判断は、登録官が当該最終判断を行う期間を延長しない限り、仲裁廷の構成日から 3 か月以内に行われるものとする。

コメント

SIAC 規則 2025 の規則 13 の導入は、1,000,000 シンガポールドルを超えない紛争が合理化手続に従って決定されることがデフォルトとなる立場をとっている点で重要である。これは、紛争が低額かつ単純であり、当事者が迅速な（すなわち、仲裁廷構成日から 3 か月以内）紛争解決を希望する場合に有益である。

しかし、合理化手続は、原則として、文書提出や証人の証拠提出なしに、かつヒアリングなしに決定されるため、これらのメカニズムを利用したい当事者は、例えば仲裁合意において合理化手続が適用されないことを明示するなどして、デフォルトの立場を適用除外する措置を講じるべきである。

調整手続

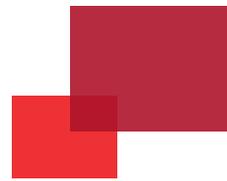
新規則では、共通の法的又は事実的問題を含む複数の仲裁について、同一の仲裁廷が指名された場合の調整的解決を具体的に規定する仕組みが導入された。当事者は、SIAC 規則 2025 の規則 17 に基づき、以下のような仲裁の調整を申請することができる：

- 複数の仲裁は同時又は順次行われるものとする。
- 複数の仲裁は一緒に審理され、手続面は全て統一するものとする。
- いずれかの仲裁は、他の仲裁のいずれかが決定されるまで中断するものとする。

コメント

これは、関連する手続が複数ある場合（例えば、ディベロッパー、元請業者、様々な下請業者間）に有効であり、一貫性のない、あるいは矛盾した結果になるリスクを減らし、複数の手続における費用の重複を避けることができる。

しかし、規則 17.3 はさらに、当事者が別段の合意をしない限り、調整された仲裁は別個の手続にとどまるものとし、仲裁廷は各仲裁において別個の決定、裁定、命令、及び判断を下すものとするとして規定していることから、ある



仲裁で提出された証拠が他の仲裁で依拠されるかどうか、またどの程度依拠されるかは未知数である。実務的な観点からは、他の仲裁で提出された証拠に依拠するために、仲裁廷が当事者の事前の同意及び／又は合意を求める可能性がある。

簡易手続

SIAC 規則 2025 の規則 14 に従い、仲裁は、仲裁廷の構成前に当事者の合意がある場合、又は紛争額が 10,000,000 シンガポールドル相当額を超えない場合は当事者の申立てにより、簡易手続に基づいて実施することができる。

簡易手続は、SIAC 規則 2025 の別表 3 に定められている。同規則は特に以下のように定めている：

- 仲裁には、単独の仲裁人が任命されるものとする。
- 紛争は、当事者のいずれかがヒアリングを要求するか、又はヒアリングが適切であると仲裁廷が決定しない限り、主張書面及び付随する証拠書類に基づいて決定されるものとする。
- 仲裁廷は、当事者の意見を考慮した上で、文書提出の請求を認めないこと、又は主張書面及び陳述書の数、長さ及び範囲を制限することができる。
- 最終判断は、登録官が当該最終判断を行う期間を延長しない限り、仲裁廷の構成日から 6 か月以内に下されるものとする。

コメント

簡易手続は、SIAC 規則 2025 の下で、より利用しやすくなっている。当事者は、簡易手続の下で仲裁を実施する旨の事前の合意を締結することができ、また、シンガポール国際仲裁センターの仲裁規則第 6 版（以下、「SIAC 規則 2016」）に基づき、金額の上限が従来の 6,000,000 シンガポールドルから 10,000,000 シンガポールドルに引き上げられたことにより、当事者は簡易手続による仲裁を申請しやすくなった。

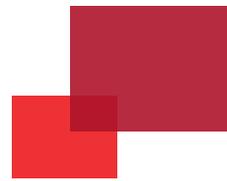
さらに、簡易手続では、一般規則として、仲裁廷は仲裁廷の構成日から 6 か月以内に最終判断を下さなければならないと定められている。これは、合理化手続が適用されない状況において、当事者が紛争の迅速な解決を求めるための手段を提供するものである。

緊急仲裁人

SIAC 規則 2025 の規則 12 及び別表 1 に基づき、当事者は申立書の提出前に緊急仲裁人の選任を申し立てることができるが、申立書は登録官が申立てを受理した日から 7 日以内に提出しなければならない。これは、緊急暫定救済を希望する当事者は、申立書の提出と同時に又はその後（ただし、仲裁廷の構成前）にのみかかる申立てを行うことができるという SIAC 規則 2016 からの大きな変更を意味する。

コメント

SIAC 規則 2025 に基づく緊急仲裁人制度の強化により、申立書が未だ提出されていない状況において、当事者が緊急の暫定的救済を申し立てることが容易になる。申立書と緊急仲裁人の選任申請を同時に提出する必要がな



くなったため、当事者はより短い期間内に緊急仲裁人の選任申請を準備し、提出することができるようになる見込まれる。

これは、仲裁地の裁判所が仲裁手続を支援するための暫定的な救済を与える権限を持たないか、又はその他の理由により適時に与えることができないような状況において有用であろう。

保護的予備命令

SIAC 規則 2025 に基づく緊急仲裁人メカニズムについてさらに詳述すると、当事者が別途合意しない限り、当事者は、緊急仲裁人の選任を求める申立てを相手方に通知する前に、要求された緊急暫定措置又は保全措置の目的の達成に支障を生じさせないよう当事者に指示する保護的予備命令を求めることができる（以下、「**保護的予備命令の申立て**」）。

所長が保護的予備命令の申立てを受理し、緊急仲裁人を任命した場合、緊急仲裁人は緊急仲裁人の任命から 24 時間以内に保護的予備命令の申立てを決定する必要があり、申立人はそのような予備命令を命令から 12 時間以内に速やかに相手方に伝達する必要がある。

さらに、緊急仲裁人により付与された保護的予備命令は、発令後 14 日以内に失効するものとする。緊急仲裁人は、全当事者に主張の機会が与えられた後、保護的予備命令を採用し、又は修正する命令又は判断を出すことができ、また、適切なその他の緊急暫定救済を認めることができる。

コメント

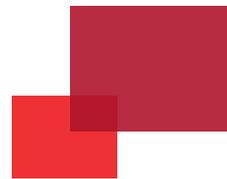
保護的予備命令を利用できるようになったことで、当事者はより短期間で緊急の暫定的救済を得ることができるようになった。さらに、当事者は一方的に（すなわち、相手方当事者に通知することなく）緊急の暫定的救済を申し立てることができるため、相手方が（資産の散逸などを通じて）求められた暫定的救済を頓挫させるような手段を講じるリスクは、間違いなく軽減される。これにより、緊急仲裁手続は、シンガポールの裁判所における同等の手続と肩を並べることになる。

予備的決定

SIAC 規則 2025 の規則 46 は、仲裁において決定が必要となるあらゆる問題について、以下のいずれかの場合に、当事者が最終的かつ拘束力のある予備的決定の申立てを行うことを認めている：

- 当事者が、仲裁廷が予備的に当該争点を決定することができることに同意する場合。
- 申立人が、予備的に争点を決定することが、時間と費用の節約、及びより効率的かつ迅速な紛争解決に寄与する可能性が高いことを証明できる場合。
- 事案の状況により、予備的に争点を決定することが正当化される場合。

予備的決定の申立てが許可された場合、仲裁廷は、登録官がその期間を延長しない限り、申請の日から 90 日以内に、申請に対する決定、裁定、命令又は判断を下すことを要求されるものとする。



コメント

現在、SIAC 規則 2025 の規則 46 において、予備的決定を行う仲裁廷の権限が明確に規定されている。予備的決定の仕組みにより、当事者は手続の早い段階で前提的な問題に対処することで時間とコストを節約することができ、それにより仲裁のその後の段階で対処する必要のある問題を絞り込むことができる可能性がある。さらに、特定の問題を早期に決定することで、当事者は仲裁手続を進めるコストと利益を再評価し、紛争の友好的解決を促進することもできる。

その他

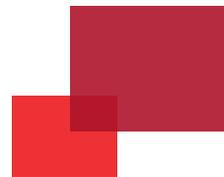
上記の特徴のほかに、SIAC 規則 2025 は特に以下の新事項を定めている：

- SIAC 規則 2025 の規則 38 に従い、当事者は第三者資金提供契約の存在と第三者資金提供者の身元を開示する義務がある。仲裁廷は、当事者の意見を考慮した上で、当該情報（訴訟手続の結果に対する資金提供者の利害関係や、当該資金提供者が不利な費用負担を引き受けることを確約しているか否かを含む）の開示を命じる権限を有しているため、相手方当事者は第三者資金提供契約に関する情報を入手しやすくなる可能性が高い。また重要な点として、SIAC 規則 2025 は、仲裁廷が費用配分において第三者による資金提供契約を考慮できると定めている。
- SIAC 規則 2025 では、当事者が全ての書面によるやり取りを SIAC Gateway（SIAC のクラウドベースの訴訟管理プラットフォーム）にアップロードできることが予定されている。これにより、当事者及び仲裁廷は、いつでも関連する訴訟文書にアクセスすることが容易になり、当事者は、より費用効率の高い方法で紛争を解決することができるようになる見込まれる。
- SIAC 規則 2025 は、申立書又は申立書に対する答弁書を提出する際に、紛争の全部又は一部を解決するための友好的な紛争解決方法（調停など）の採用についてコメントするよう当事者に求めるとともに、初回のケースマネジメント会議においてそのような問題について当事者と協議するよう仲裁廷にきっかけを与えることで、紛争の早期解決を奨励している。

また、SIAC 規則 2025 は、仲裁において環境的に持続可能な手続を採用することが適切かどうかについて、仲裁廷が当事者と協議するための手がかりを提供している。これは、（物理的な文書の印刷ではなく）電子的なソフトコピーに頼ったり、特に当事者、代理人、及び／又は仲裁廷が異なる国に所在する可能性がある場合、ビデオ会議／ハイブリッドヒアリングを活用して移動を削減したりする形で行われる可能性がある。仲裁手続においてより環境的に持続可能な手続を採用することにより、当事者は、通常であれば発生するはずであった支出を節約できる可能性もある。

結論

SIAC 規則 2025 は、手続上の効率性を向上させる観点から、様々な新しい手続を導入し、既存の仕組みを修正するものである。これらの新しい手続や変更が、仲裁の実施方法にどのような影響を与えるかを理解することは重要であり、特にこれらの手続や変更の中には、当事者が反対の合意をしない限り適用されるデフォルトの立場を定めたものもある。当事者が特定の手続やメ



カニズムの適用除外を希望する場合、これを当事者の仲裁合意書に明示的に定めておくことも有用である。

本アラートに関するご質問等は当事務所までお問い合わせください。
英語版は[こちら](#)。